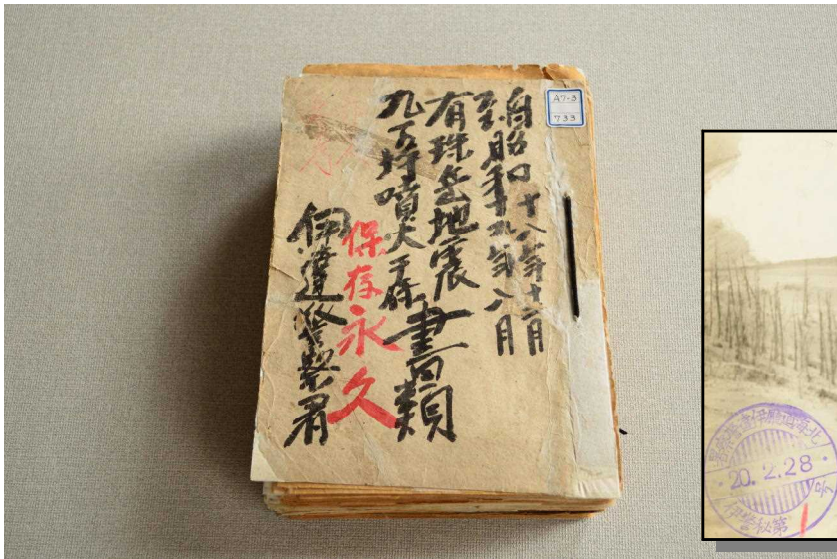


赤れんが

もんじよかん
北海道立文書館報 No.51
平成28(2016)年3月



火口の前で記念撮影をする伊達警察署長ら

新収資料紹介 警察官たちが見た有珠山噴火

今回紹介する『有珠岳地震・九万坪噴火関係書類』は、太平洋戦争末期、昭和^{うす}新山^{くまんつぽ}ができたときの有珠山の火山活動に際して、伊達^{だて}警察署が作成したものです。九万坪とは、昭和^{うす}新山^{くまんつぽ}のある辺り一帯の元の地名です。

1943（昭和18）年12月末、有珠山周辺で地震が発生し始めました。約半年間は地震が頻発し、有珠山東方麓の九万坪を含む地域で隆起などの地殻変動が生じました。6月下旬、ついに九万坪で噴火が始まると隆起もそこに集中、最終的に溶岩ドームが出現しました。昭和^{うす}新山^{くまんつぽ}です。溶岩ドームの上昇は、終戦後間もない45年9月頃まで続きました。

この時の火山活動に関する記録は、当時^{そうべつ}壮警郵便局長であった三松^{みつまさお}正夫氏によるものが有名ですが、戦時下であったためか同時代の記録が少ないので、この資料も大変貴重なものです。

実はこの資料は、三松正夫記念館（壮警町）に複製があって存在は知られていましたが、原本は長らく所在不明でした。このほど同署内に保存されていることがわかり、警察の文書管理のルールには文書館への引継移管規定がまだないのですが、一般の利

用に供した方がよいとの同署の判断で、文書館に移管されたものです。

◇ ◇ ◇

この資料は、ほぼB5サイズで厚さ約3cm、500丁ほどの書類綴です。時期は活動開始から、ドーム上昇停止より約1年早い44年8月までです。噴火の様子などの写真10枚が付属しています。

綴られている書類は、壮警、洞爺湖温泉など現地の巡査派出所から伊達署、あるいは伊達署から北海道庁警察部への報告が大半です。即時報告と一定期間の経過をまとめた報告があり、下書きや控えも混在しています。他に警備の人員配置、警備日誌なども綴られています。

書類には、火山活動の経緯や実態がわかる記述があるのと同時に、やはり避難や被害に関係する記述が多くなっています。また、人心の動揺や流言飛語の有無を盛んに気にしたり、胆振鉄道（軍需物資として重要な鉄鉱石を輸送していた）の運行を何とかして確保しようとしていた様子などがうかがえる記述もあります。

（山田 正 ^{もんじよせんもんいん} 文書専門員）

公文書管理規則の見直しと文書館

平成23年4月に施行された公文書管理法は、地味な法律ながら、公文書の不存在をめぐるニュースなどでしばしば耳にすることが増えてきました。この法律は、公文書は国民の貴重な共有財産であるとの認識の下、政策決定過程がわかる文書を作成する義務や、厳格な保存管理、さらに国立公文書館への移管や利用まで、公文書の統一的なルールを定めたものです。

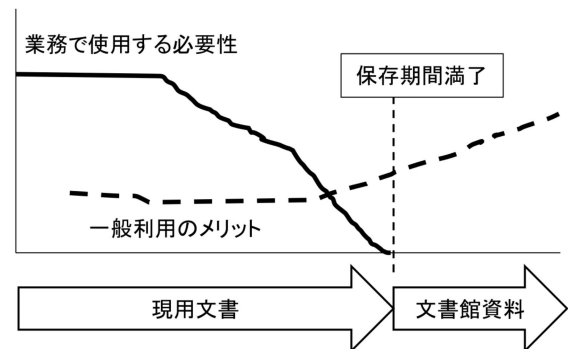
そしてこの法律を受けて、道でも公文書の作成・保存・利用など取扱い全般の見直しが行われてきました。平成25年3月には、公文書管理規則（知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則）を改正し、意思決定に至る過程を明確にする文書作成を義務づけました。さらに平成26年12月には、保存期間の最長区分を「永年保存」から「30年保存」とし、また文書館に移管（道の規定では「引渡し」）する文書の基準を、規則上に明記しました。

これら一連の改正は、今後の文書館での公文書利用にも、大きな影響を与えることになりそうです。意思決定の過程を意識して作成される公文書は、歴史研究にしろ何にしろ、文書への理解を深める手助けになるでしょう。また保存期間の最長が30年になることは、文書館への公文書の流れが、従来より加速することにつながります。この点に関しては、文書館への移管の仕組みについて、少々説明が必要かもしれません。

◇ ◇ ◇

公文書を作成した各課は、作成の時点でそれぞれ5年、10年などの保存期間を決めますが、その保存期間中に文書館は個々の公文書を評価選別し、文書館資料として残すべきと判断したものを指定します。やがて保存期間が満了すると、指定していた公文書は文書館に移管され、指定しなかった公文書は廃棄されます。移管すべきものを早期におさえてしまうこの方法は、重要な公文書を体系的に選別できる利点があるものの、これまであった「永年保存」の区分が、その効果を半減させていました。

「永年保存」は決して永久に保存する意味ではなく、規定上は10年保存後にさらに保存を続けるかどうか見直しをすることになっていました。しかし実際のところ見直しはあまり行われず、多くは際限なく保存される状態が続いていました。



業務の都合上、長期にわたって各課の手元で保存しなければならない公文書は確かにあります。しかし使用頻度は年々減っていきまますし、散逸の危険も増えていきます。そこで近年では、最長区分を30年や20年といった有期限にし、必要があれば保存延長するという形が増えており、国をはじめ都府県の半数以上がすでに有期限になっています。有期限化は現用文書としての保存に区切りをつけやすくし、その結果、文書館が指定していた公文書の移管が進むというわけです。

最後の改正点である文書館に移管する文書の基準は、これまで下位規程にあったものの格上げです。国の公文書管理法が、文書の作成から国立公文書館での利用まで同一線上に規定しているのに照応して、道でも文書館に至る公文書の流れがより明確になった形です。

◇ ◇ ◇

現在、庁内各課では「永年保存」から「30年保存」への切り替えに伴う点検作業が進行中です。そして平成29年度からは、文書館への移管が始まります。文書館が選別指定していた旧永年保存公文書のうち、すでに30年を経過したものは一挙に保存期間満了となり、保存延長されない限り文書館に移管されますから、かつてない規模の移管となるでしょう。

収蔵スペースや受入整理にかかる作業量の問題はありますが、歴史資料としての道庁公文書がより体系的に整備され、閲覧提供できることを喜びたいと思います。今後大量に加わる新たな公文書群に、どうぞご期待ください。

つるはら
(鶴原美恵子 首席文書専門員)

研修会「民間資料の保存と利用を考える」の開催

2015（平成27）年11月26日（木） 於：赤れんが庁舎会議室

文書館が道内自治体職員等を対象に開催している「文書等保存利用機関・団体等職員研修会」。ここしばらく自治体公文書の保存と利用をとりあげてきましたが、今年度は、民間資料が抱える課題を探ろうと、タイトルにあるテーマで開催しました。「民間資料」とは、民間の企業・団体・個人等が蓄積した文書で、現在も所蔵者のもとで保存されているものと、寄贈などにより自治体の所蔵になっているものの両方を、ここでは指しています。

午前中は筆者が報告をしました。

まず、当館が1990（平成2）年度から13年間かけて行った「道内私文書発掘調査」について、その目的、方法、留意点、成果などを紹介しました。

次に、市町村における民間資料に対する取り組みの現状について、事前に行った書面での聞き取り調査の結果（179市町村中98市町村から回答）を基に報告しました。

そこからは、民間所在資料の保存についての予算・人員は慢性的に不足気味、積極的に保存に取り組んではいないが散逸の危機にあるものには対応する、しかし公開にまではなかなかこぎ着けられない、という姿が浮かび上がりました。

また、地域に郷土史研究会のような団体がある場合と無い場合とでは、市町村の取り組み姿勢に差があることがわかりました。

午後は西村慎太郎氏による講義です。

西村氏は国文学研究資料館准教授として日本近世史等の研究をする傍ら、NPO法人歴史資料継承機構（通称：じゃんぴん）の代表理事として歴史的アーカイブズの地域保存の実践をされています。

講義は、戦前から現代に至る民間所在資料の散逸要因と保存の歴史的経緯の話から始まりました。高度成長期以降は、所蔵者の高齢化や世代交代、地域共同体の弱体化などにより保存意識が希薄になり、散逸の危機が増大する一方、広域化と人員削減等により自治体の余力がなくなり、自治体頼みの保存は限界にきていると西村氏は考えています。

こうした状況の中、戦前以来の郷土史の再評価や、「地域歴史遺産」という考え方への共感の広がり、災害を契機とした歴史資料ネットワークの活発化など、民間からの新たな動きが出てきているのを感じているとのことでした。

次いで、NPO法人“じゃんぴん”の活動内容を具体的に紹介されました。“じゃんぴん”とは、資料保存の現場に飛び込む、などの思いを込めた名前だそうです。民間所在資料の調査、整理、保存措置や、史料ネットと協力しての被災資料救出・保存措置などの活動を行い、かつ、それらの活動の成果報告会を開催して、所蔵者と地域に資料の内容や意義を伝えています。こうした活動を行うことには、自らの知見を広めたり、能力を発揮していると実感できる、という側面もあるそうです。

もうひとつ、「移動する文書」の問題提起がありました。所蔵者の移動により資料と「場」が分離する現象で、資料の現在ある場所と内容とが関係ないことから、自治体が収集・保存に動くのは困難です。そこで、やはりNPO等が活動する余地があるとのことでした。北海道にも本州から資料と共に移住してきた例があり、他人事ではありません。

最後に西村氏は、これからの民間所在資料の保存においては所蔵者自身が資料保存施設とならざるを得ない状況にあるので、自治体は所在調査を、大学・研究機関は後継者の育成を行い、NPO・ボランティアが整理や成果報告を行うという四者協力態勢が望ましいと強調して、講義を終えられました。

質疑応答やアンケートでは、「活動を地域で受け容れてもらうのに、西村氏でも何年もかかったと聞いて勇気づけられた」、「西村氏の講義は研究と実践両方に立脚していて、理解しやすく説得力があった」などの感想が寄せられていました。

（山田 正 文書専門員）

西村氏の講義の様子。
皆さん熱心に聞いています。



新たなこころみ—企画展

平成27年度から、新規の事業として企画展を年に2回、各1か月間開催することになりました。会場は文書館のある赤れんが庁舎内で、常設展示とは別の、庁舎に入ってすぐ横の部屋です。

第1回は、「戦後70年、文書でたどる太平洋戦争と北海道」と題して、7月に開催しました。

太平洋戦争（第二次世界大戦）の終結から70年が過ぎ、体験を次の世代に語れる方々が少なくなる中、歴史資料が果たせる役割は大きいのではないかと考えて企画したものです。当時の北海道という地域、道民の暮らしに思いをはせられるよう、当館所蔵の文書・記録等の資料を中心に、北海道博物館の現物資料を交えて構成しました。

新聞・テレビなどで取りあげられたこと、会場が観光シーズンの赤れんが庁舎内であったことが幸いし、2万7千人を超える来場者がありました。

当時の記憶がよみがえってつらくなったという方も一部いらっしゃいましたが、概ね、戦争の悲惨さを知り、再び繰り返してはならないという思いを新たにできた、という感想が多かったように思います。

第2回は、11月に「火山とつきあう」を開催しました。有数の火山地帯である北海道にとって切っても切れない存在である火山は、時に災害を引き起こしますが、普段は資源や温泉、景観などの恵みを与えてくれていることを、1頁で紹介した資料を始めとする当館所蔵資料や、道総研地質研究所・北大博物館の現物資料で紹介しました。

28年度も前期（7/26～8/25）と後期（11/15～12/14）の2回、開催を予定しています。前期では、北海道新幹線開業にちなんで鉄道関連の展示を企画しています。ご期待ください。



平成28年度の主な行事予定

《古文書解説講座》

初級 6/25、7/9 中級 10/8、10/15

いずれも土曜、11時～16時

赤れんが庁舎内会議室、各50名（先着順）

＊初級：文字や文法の説明から入り、短く簡単な文書の解説をしてみます。中級：テーマにそって、ある程度の分量の資料を読んでいきます。

《古文書教室》

士別市、浦幌町にて開催（共催）。各1日（3～

4時間）。日時・場所などの詳細は、決まり次第お知らせします。

《文書等保存利用機関・団体等職員研修会》

11/17（木）11時～15時50分

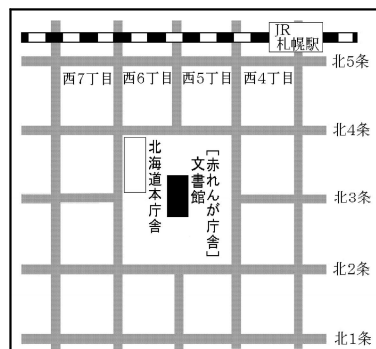
赤れんが庁舎内会議室、50名（先着順）

＊一般の方も参加できます。

▶いずれも無料 ▶電話・郵便・FAX・Eメールでお申し込みください ▶詳細は文書館へお問い合わせください ▶ホームページもご覧ください

利用案内

- 交 通 地下鉄南北線さっぽろ駅（南改札口）から徒歩5分、JR札幌駅から徒歩10分
- 開室時間 午前8時45分～午後5時
- 休 室 日 日曜日、国民の祝日及び振替休日、毎月第3木曜日（休日にあたる場合はその前日）、年末年始（12月29日～1月3日）、上記のほか1月4日、12月27及び28日が土曜日の場合
- 問合せ先 閲覧室 011-204-5077（月～土）
- 常設展示 赤れんが庁舎が開いているときはご覧いただけます



赤れんが 北海道立文書館報 第51号 平成28年3月発行 編集・発行 北海道立文書館
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）
電話 011-204-5200（月～金） FAX 011-232-1851
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/mnj/> 電子メール somu.monjyo1@pref.hokkaido.lg.jp